○長崎大学大学院学則

平成１６年４月１日
学則第２号
改正　平成１７年９月２２日学則第４号
平成１７年１２月２２日学則第６号
平成１８年３月２２日学則第２号
平成１８年１０月２７日学則第６号
平成１９年３月２２日学則第２号
平成１９年１２月２１日学則第４号
平成１９年１２月２６日学則第５号
平成２０年２月２２日学則第３号
平成２０年１０月２４日学則第４号
平成２１年２月２７日学則第２号
平成２１年７月２４日学則第４号
平成２２年２月２６日学則第２号
平成２２年７月１５日学則第３号
平成２３年２月２４日学則第１号
平成２３年２月２４日学則第２号
平成２４年２月２４日学則第２号
平成２４年９月２１日学則第３号
平成２５年２月２２日学則第１号
平成２６年２月２１日学則第２号
平成２７年３月２７日学則第３号
平成２７年３月２７日学則第４号
平成２８年３月２８日学則第２号

目次

第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　教育課程等（第７条の２―第１７条の２）
第３章　課程の修了要件及び学位の授与（第１８条―第２２条）
第４章　入学，転学，休学，退学，再入学等（第２３条―第３７条）
第５章　除籍，表彰及び懲戒（第３８条）

第６章　検定料，入学料及び授業料（第３９条―第４１条）
第７章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第４２条―第４６条）
第８章　教員の免許状授与の所要資格の取得（第４７条）
第９章　国際連携専攻（第４８条―第５７条）
第１０章　雑則（第５８条―第６０条）附則

第１章　総則

（目的）

第１条　長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成１６年規則第１号）第３条に規定する理念に基づき，実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し，もって広く人類に貢献することを目的とする。

２　本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については，この学則の定めるところによる。

（教育研究上の目的の公表等）

第１条の２　各研究科は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め，公表するものとする。

（課程）

第２条　本学大学院の課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第９９条第２項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

２　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

３　博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

４　専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（研究科，専攻，課程及び収容定員）

第３条　研究科の専攻及び課程は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期２年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期３年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期２年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期３年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産･環境科学総合研究科	水産学専攻，環境科学専攻	前期２年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期３年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻，先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の	

		課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期２年の課程	博士課程
		後期３年の課程	
	長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期３年の課程	

２　経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程は，前期２年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

３　教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第２６条に規定する教職大学院の課程とする。

４　医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第７条の４に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程として，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第７条の４に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。

５　熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は，ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

６　研究科の収容定員は，別表第１のとおりとする。

（講座）

第４条　前条第１項に掲げる研究科に，講座等を置く。

２　前項の講座等は，別に定める。

（標準修業年限）

第５条　教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は，２年とする。ただし，教育上の必要があると認められる場合は，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，１年以

上２年未満の期間又は２年を超える期間とすることができるものとする。

２　前項の場合において，１年以上２年未満の期間とすることができるのは，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，かつ，昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。

３　多文化社会学研究科多文化社会学専攻，医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は２年とする。

４　熱帯医学･グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程の標準修業年限は５年とし，博士前期課程に置く熱帯医学コースの標準修業年限は１年とし，熱帯医学サテライトコース，国際健康開発コース，国際健康開発サテライトコース，ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の標準修業年限は２年，博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

５　経済学研究科，工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は５年とし，博士前期課程の標準修業年限は２年，博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

６　医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は，４年とする。

（在学期間）

第６条　本学大学院における在学期間は，前条に規定する標準修業年限の２倍を超えることができない。

（学年，学期及び休業日）

第７条　本学大学院の学年，学期及び休業日は，長崎大学学則（平成１６年学則第１号。以下「本学学則」という。）第７条から第９条までの規定を準用する。

第２章　教育課程等

（教育課程の編成方針）

第７条の２　各研究科（教育学研究科を除く。）は，当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　前項の教育課程の編成に当たっては，各研究科は，専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに，当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

３　教育学研究科は,その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

（博士課程教育リーディングプログラム）

第７条の３　本学大学院に，専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え，広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

２　前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は，次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

３　博士課程教育リーディングプログラムに関し，必要な事項は，別に定める。

（共同教育課程の編成）

第７条の４　研究科は，教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，第７条の２第１項の規定にかかわらず，他の大学院が開設する授業科目を，当該研究科の教育課程の一部とみなして,当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

２　前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は，当該共同教育課程を編成し，及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（教育方法）

第８条　各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は，授業科目の授業及び研究指導により行う。

２　前項の授業については，本学学則第３２条の規定を準用する。

３　教育学研究科における教育は，授業科目の授業により行う。この場合において，教育学研究科は，その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究，現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

４　前項の授業については，十分な教育効果が得られる専攻分野に関して，当該効果が認められる場合に限り，本学学則第３２条第２項の規定を準用することができる。

第８条の２　前条の授業は，教授，准教授，講師又は助教が担当する。

２　前条の研究指導は，教授が担当するものとする。ただし，特に必要があるときは，大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第９条に掲げる資格を有する准教授，専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第９条　本学大学院における単位の計算方法については，本学学則第３３条の規定を準用する。

（履修方法等）

第１０条　各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については，各研究科において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第１１条　履修する授業科目の選定は，指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第１２条　学生が一の授業科目を履修した場合には，考査を行い，合格した者に対しては，単位を与える。

２　考査は，試験，研究報告その他の方法により行うものとする。

第１３条　授業科目の成績は，A，B，C及びDの評語をもって表し，A，B及びCを合格とし，Dを不合格とする。

２　前項の規定にかかわらず，研究科が教育上有益と認めるときは，研究科規程の定めるところにより，授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

３　不合格の授業科目については，再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第１４条　本学大学院の課程において，教育上特別の必要があると認める場合には，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により，教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第１４条の２　各研究科は，学生に対して，授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　各研究科は，学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては，客観性及び厳格性を確保するため，学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに，当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第１４条の３　各研究科は，当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（他の研究科等における履修等）

第１５条　学長は，第１１条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは，所属研究科の教授会の議を経て，他の専攻又は研究科の授業科目を指定して，履修させることができる。

２　前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については，あらかじめ当該他研究科と協議の上，実施するものとする。

３　前２項の規定により履修した授業科目の修得単位は，各研究科の定めるところにより，第１８条，第１９条又は第２０条に規定する単位とすることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第１５条の２　学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは，あらかじめ当該他の大学院と協議の上，学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

２　前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は，１０単位（教育学研究科にあっては，修了要件として定める単位数の２分の１）を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

３　前２項の規定は，学生が，第１６条の規定により外国の大学院に留学する場合，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合，外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし，教育学研究科にあっては，外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については，準用しない。

（入学前の既修得単位の認定）

第１５条の３　学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において，教育上有益であると認めるときは，その単位を入学した後の本学大学院にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1)　大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2)　大学院設置基準第１５条の規定により準用する大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条第１項に規定する科目等履修生として修得した単位

２　前項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学大学院において修得した単位以外のものについては，１０単位を超えないものとする。

３　前項の規定にかかわらず，教育学研究科にあっては，第１項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学等の場合を除き，本学大学院において修得した単位以外のものについては，前条第２項及び第３項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第２０条の２第２項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の２分の１を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第１６条　本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については，本学学則第２４条及び第３９条の規定を準用する。この場合において，第３９条中「第４条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と，同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第１７条　学長は，所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは，他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が，当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし，修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

２　前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は，これを留学として取り扱い，その期間は第１８条，第１９条又は第２０条に規定する在学期間に算入する。

（履修科目の登録の上限）

第１７条の２　教育学研究科は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定等）

第１７条の３　共同教育課程を編成する研究科は，学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を，当該研究科における共同教育課程

に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

２　共同教育課程を編成する研究科は,学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を,当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

第３章　課程の修了要件及び学位の授与

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第１８条　多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程の修了要件は,当該課程に２年以上在学し，３４単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

２　医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害･被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，研究科規程に定める単位数以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，当該修士課程の目的に応じ，修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

３　第５条第４項に規定する熱帯医学･グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は，当該課程に１年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

４　第５条第４項に規定する熱帯医学･グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース，国際健康開発コース，国際健康開発サテライトコース，ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は，当該課程に２年以上在学し，３０単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上,特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

５　共同教育課程である修士課程の修了要件は，第１項に定めるもののほか，それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により１０単位以上を修得することとする。ただし，当該単位数には，第１５条から第１５条の３まで及び第１７条の３の規定により修得した単位,修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第１８条の２　前条第１項の規定にかかわらず,第３条第２項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は,当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において,当該目的を達成するために必要と認められる場合には,前条第１項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて,次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1)　専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し,又は涵養すべきものについての試験

(2)　博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

（博士後期課程の修了要件）

第１９条　博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年（専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第１８条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，経済学研究科経営意思決定専攻にあっては２４単位以上を，工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあっては１５単位以上を，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあっては１６単位以上を，熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては１６単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

２　大学院設置基準第１６条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第１８条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については，前項ただし書中「１年」とあるのは「３年から当該課程における在学期間（２年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて，同項ただし書の規定を適用する。

３　次の各号の一に該当する者については，第１項ただし書中「１年」とあるのは「３年から当該１年以上２年未満の期間を減じた期間」と読み替えて，同項ただし書の規定を適用する。

(1)　大学院設置基準第３条第３項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした修士課程（第５条第４項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘル

ス専攻熱帯医学コースの修士課程を含む。）を修了した者

(2)　専門職大学院設置基準第２条第２項の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした専門職学位課程（第５条第１項ただし書の規定により標準修業年限を１年以上２年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。）を修了した者

（博士課程の修了要件）

第２０条　工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は，当該課程に５年以上在学し，４５単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，３年以上在学すれば足りるものとする。

２　医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は，当該課程に４年以上在学し，研究科規程に定める単位数以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，３年以上在学すれば足りるものとする。

３　共同教育課程である博士課程の修了の要件は，前項に定めるもののほか，それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により１０単位以上を修得するものとする。ただし，当該単位数には，第１５条から第１５条の３まで及び第１７条の３の規定により修得した単位，修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（教職大学院の課程の修了要件）

第２０条の２　教職大学院の課程の修了の要件は，当該課程に２年（２年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあっては，当該標準修業年限）以上在学し，４５単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）その他の関係機関で行う実習に係る１０単位以上を含む。）を修得することとする。ただし，研究科において必要と認めるときは，在学期間及び修了要件単位に加え，修了の要件を課すことができる。

２　学長は，教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは，教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について，１０単位を超えない範囲で，前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除するこ

とができる。

（教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第２０条の３　学長は，教育学研究科教授会の議を経て第１５条の３第１項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後，修得したものに限る。）を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは，当該単位数，その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の２分の１を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし，この場合においても，当該教職大学院の課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

（学位の授与）

第２１条　修士課程，博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には，所属研究科教授会の議を経て，学長（医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあっては，各共同専攻の教育課程を構成する大学の長）が課程の修了を認定し，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

２　前項に定めるもののほか，博士課程（医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。）において，第１８条第１項又は第１８条の２に規定する修士課程の修了要件を満たした者には，所属研究科教授会の議を経て，学長が修士の学位を授与することができる。

第２２条　前条の学位の授与に関し必要な事項については，長崎大学学位規則（平成１６年規則第１１号）の定めるところによる。

第４章　入学，転学，休学，退学，再入学等

（入学の時期）

第２３条　学生の入学の時期は，学年の始めとする。ただし，後期の始めに入学させることができる。

（修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格）

第２４条　修士課程，博士前期課程（第５条第４項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。）及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者（昭和２８年文部省告示第５号）

(9)　学校教育法第１０２条第２項の規定により他の大学院に入学した者であって，各研究科において，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10)　各研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達したもの

２　第５条第４項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は，前項各号のいずれかに該当し，かつ，医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後２年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。

３　第１項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，各研究科において，当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，本学大学院に入学させることができる。

（博士後期課程の入学資格）

第２５条　博士後期課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　外国の学校,第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し,大学院設置基準第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し,修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7)　文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第１１８号）

(8)　各研究科において，個別の入学資格審査により，修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの

（博士課程の入学資格）

第２６条　工学研究科及び水産･環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において，学校教育における１６年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって,文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が３年以

上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者（昭和２８年文部省告示第５号）

(9)　学校教育法第１０２条第２項の規定により他の大学院に入学した者であって，各研究科において,本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10)　各研究科において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２２歳に達したもの

２　医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は,次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　大学（医学，歯学，修業年限６年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を卒業した者

(2)　外国において，学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程(最終の課程は医学,歯学,薬学又は獣医学)を修了した者

(4)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が５年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することに

より当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により，学士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　文部科学大臣の指定した者（昭和３０年文部省告示第３９号）

(7)　学校教育法第１０２条第２項の規定により他の大学院に入学した者であって，研究科において，本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8)　研究科において，個別の入学資格審査により，第１号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，２４歳に達したもの

３　前２項の規定にかかわらず，文部科学大臣の定めるところにより，大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって，各研究科において，当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，本学大学院に入学させることができる。

（入学志願の手続）

第２７条　入学志願者は，所定の手続により願い出なければならない。

（選抜試験）

第２８条　入学志願者に対しては，長崎大学入学者選抜規則（平成１６年規則第１６号）の定めるところにより，選抜試験を行う。

（合格者の決定）

第２９条　前条の選抜による合格者の決定は，各研究科教授会の議を経て，学長が行う。

（入学手続及び入学許可）

第３０条　第２８条に規定する入学者選抜の結果に基づき，合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については，本学学則第１８条及び第１９条の規定を準用する。

（転入学等）

第３１条　次の各号のいずれかに該当する者が，転入学又は転科を願い出たときは，学期の始めに限り，選考の上，許可することがある。

(1)　他の大学院に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの

(2)　他の研究科に在学する者又は修了し，若しくは退学した者で転科を志望するもの

(3)　我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者（第２４条から第２６条に規定する入学資格を有する者に限る。）で転入学を志望するもの

(4)　国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し，若しくは退学した者で転入学を志望するもの

２　前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は，所属研究科の教授会の議を経て，学長が決定する。

３　前２項の規定は，専攻を変更する場合に準用する。

第３２条　前条第１項による転入学願又は転科願は，所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて，志願する研究科長に提出するものとする。

第３３条　本学大学院の学生が，他の大学院に転学しようとするときは，指導教授を経て，研究科長に転学願を提出するものとする。

２　学長は，所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは，その転学を許可することができる。

３　前２項の規定は，他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

（休学）

第３４条　休学に関しては，本学学則第２１条から第２３条までの規定を準用する。

２　休学期間は，通算して，標準修業年限を超えることができない。

（退学）

第３５条　退学に関しては，本学学則第２５条の規定を準用する。

（再入学）

第３６条　再入学に関しては，本学学則第２７条の規定を準用する。ただし，修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程にあっては２年以内に，博士後期課程にあっては３年以内に，工学研究科グリーン創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあっては５年以内に，医歯薬学総合研究科医療科学専攻，新興感染症病態制御学系専攻，放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあっては４年以内に，再入学を願い出た場合に限る。

（進学）

第３７条　本学の大学院修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程を修了し，引き続き博士課程（経済学研究科，工学研究科生産システム工学専攻，水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻，医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては，博士後期課程）に進学を志願する者については，各研究科規程の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

第５章　除籍，表彰及び懲戒

（除籍，表彰及び懲戒）

第３８条　除籍，表彰及び懲戒に関しては，本学学則第２８条，第４９条及び第５０条の規定を準用する。

第６章　検定料，入学料及び授業料

（検定料等の額及びその徴収方法等）

第３９条　検定料，入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は，長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程（平成１６年規程第９２号）の定めるところによる。

（料金の返還）

第４０条　既納の料金は，返還しない。ただし，次の各号の一に該当する場合は，当該料金の相当額（第２号の場合にあっては後期分の授業料相当額，第３号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。）を返還するものとする。

(1)　入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が，入学年度の前年度の３月３１日までに入学を辞退し，授業料の返還を申し出たとき。

(2)　前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が，後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。

(3)　授業料を納入した研究生が，在学期間の中途で退学し，授業料の返還を申し出たとき。

第４１条　入学料の免除及び徴収猶予，授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学，退学，転学等に係る授業料については，本学学則第５３条から第５８条までの規定を準用する。

第７章　科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生

（科目等履修生）

第４２条　本学大学院の学生以外の者で，本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは，選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生に関する規則は，別に定める。

（研究生）

第４３条　本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，選考の上，研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関する規則は，別に定める。

（特別聴講学生）

第４４条　他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

２　特別聴講学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

３　特別聴講学生に係る授業料については，科目等履修生と同様とする。

４　前項の規定にかかわらず，特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは，授業料を徴収しない。

５　既納の授業料は，返還しない。

６　実験，実習に要する実費は，必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

（特別研究学生）

第４５条　他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生で，本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは，当該他大学院との協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することがある。

２　特別研究学生に係る検定料及び入学料は，徴収しない。

３　特別研究学生に係る授業料については，研究生と同様とする。

４　前項の規定にかかわらず，特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは，授業料を徴収しない。

５　既納の授業料は，返還しない。

６　実験，実習に要する実費は，必要に応じ特別研究学生の負担とする。

（特別の課程）

第４５条の２　学長は，本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することができる。

２　本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは，当該課程を履修させることができる。

（外国人留学生）

第４６条　外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは，選考の上，入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関する規則は，別に定める。

第８章　教員の免許状授与の所要資格の取得

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第４７条　各研究科の専攻において，教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）及び教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所要の単位を取得した者は，教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

２　前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，別表第２のとおりとする。

第９章　国際連携専攻

（教育課程等）

第４８条　国際連携専攻は，当該専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目又は研究指導の計画を策定し，体系的に教育課程を編成するものとする。

２　国際連携専攻における教育は，授業科目の授業又は研究指導により行う。

３　単位の計算方法，履修方法及び履修科目の選定については，第９条，第１０条及び第１１条の規程に規定にかかわらず，国際連携専攻を設ける研究科と連携する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上，別に定める。

（課程の修了要件及び学位の授与）

第４９条　国際連携専攻の修了要件は，当該課程に３年（専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第１８条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては，２年）以上在学し，所定の単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

２　熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻については，前項の規定にかかわらず，修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第２５条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が入学した場合は，博士課程に３年(法科大学院の課程を修了した者にあっては３年)以上在学し，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第５０条　学位の審査及び学位授与等については，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

（入学，進学等）

第５１条　国際連携専攻の入学時期は，第２３条を準用する。

第５２条　国際連携専攻の入学資格は，第２４条及び第２５条に定めるもののほか，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

第５３条　国際連携専攻の入学志願の手続，選抜試験，合格者の決定，入学手続及び入学の許可については，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

第５４条　本学の大学院修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程を修了し，引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあっては，博士後期課程）に進学を志願する者については，連携外国大学院と協議し，選考の上，進学を許可する。

（除籍，表彰及び懲戒）

第５５条　国際連携専攻の学生の除籍，表彰及び懲戒については，第３８条の規定によるもののほか，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

（検定料，入学料及び授業料）

第５６条　国際連携の検定料，入学料及び授業料については，第３９条，第４０条及び第４１条に定めるもののほか，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

（協議等）

第５７条　本則に定めるもののほか，国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については，連携外国大学院との協議の上，別に定める。

（１）教育課程の編成に関する事項

（２）教育組織の編成に関する事項

（３）学生の在籍の管理及び安全に関する事項

（４）学生の奨学及び厚生補導に関する事項

（５）教育研究活動等の状況の評価に関する事項

（６）その他国際連携専攻に関する事項

第１０章　雑則

（補則）

第５８条　この学則に定めるもののほか，研究科に関し必要な事項は，研究科長が学長の承認を得て，定めることができる。

第５９条　この学則に定めるもののほか，本学大学院の学生に関し必要な事項は，本学学則を準用する。

第６０条　本学学則をこの学則に準用する場合は，「学部」を「研究科」，「学部長」を「研究科長」と，それぞれ読み替えるものとする。

附　則

１　この学則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　長崎大学大学院学則（昭和４１年学則第１号）は，廃止する。

３　平成１６年３月３１日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成１６年４月１日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については，旧長崎大学大学院学則は，この学則の施行後も，なおその効力を有する。

附　則（平成１７年９月２２日学則第４号）

この学則は，平成１７年９月２２日から施行し，改正後の長崎大学大学院学則の規定は，平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１７年１２月２２日学則第６号）

この学則は，平成１７年１２月２２日から施行する。

附　則（平成１８年３月２２日学則第２号）

１　この学則は，平成１８年４月１日から施行する。

２　生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は，改正後の別表第１生産科学研究科の項，同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成１８年度については，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生産科学研究科	機械システム工学専攻	３０	５７		
	電気情報工学専攻	５２	１０４		
	環境システム工学専攻	３６	６８		
	物質工学専攻	３８	６５		
	水産学専攻	３７	７９		
	環境共生政策学専攻	８	１６		
	環境保全設計学専攻	１７	３４		
	システム科学専攻			１１	３３

	海洋生産科学専攻			１５	４５
	物質科学専攻			１４	４２
	環境科学専攻			８	２４
	小計	２１８	４２３	４８	１４４
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２		
	保健学専攻	１２	１２		
	医療科学専攻			７７	３０７
	新興感染症病態制御学系専攻			２４	９３
	放射線医療科学専攻			１１	４４
	生命薬科学専攻	５３	１０６	２３	６９
	小計	７７	１３０	１３５	５１３
合計		３４８	６５９	１８６	６６６

附　則（平成１８年１０月２７日学則第６号）

この学則は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２２日学則第２号）

この学則は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２１日学則第４号）

この学則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２６日学則第５号）

この学則は，平成１９年１２月２６日から施行する。

附　則（平成２０年２月２２日学則第３号）

１　この学則は，平成２０年４月１日から施行する。

２　教育学研究科，医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は，改正後の別表第１の教育学研究科の項，同表医歯薬学総合研究科の項，同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２０年度及び平成２１年度については，次の

とおりとする。

(1)　平成２０年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	１８	１８				
	教職実践専攻					２０	２０
	小計	１８	１８			２０	２０
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専攻			７７	３０８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２４	９６		
	放射線医療科学専攻			１１	４４		
	生命薬科学専攻	５３	１０６	１８	６４		
	小計	７７	１４２	１３０	５１２		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	１０	１０				
	小計	１０	１０				
合計		３３８	６３６	１８１	６６５	２０	２０

(2)　平成２１年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専攻			７７	３０８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２４	９６		
	放射線医療科学専攻			１１	４４		
	生命薬科学専攻	５３	１０６	１８	５９		
	小計	７７	１４２	１３０	５０７		
合計		３３８	６６４	１８１	６６０	２０	４０

３　教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は,改正後の第３条第１項及び別表第１の規定にかかわらず,平成２０年３月３１日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，その収容定員は，次のとおりとする。

専攻	平成２０年度
学校教育専攻	6
教科教育専攻	３２

附　則（平成２０年１０月２４日学則第４号）

この学則は，平成２０年１１月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月２７日学則第２号）

１　この学則は，平成２１年４月１日から施行する。

２　医歯薬学総合研究科の収容定員は,改正後の別表第１医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２１年度から平成２３年度までについては，次のとおりとする。

(1)　平成２１年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専攻			６２	２９３		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	９２		
	放射線医療科学専攻			８	４１		
	生命薬科学専攻	５３	１０６	１８	５９		
	小計	７７	１４２	１０８	４８５		
合計		３３８	６６４	１５９	６３８	２０	４０

(2)　平成２２年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専攻			６２	２７８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８８		
	放射線医療科学専攻			８	３８		
	生命薬科学専攻	５３	１０６	１８	５４		
	小計	７７	１４２	１０８	４５８		
合計		３３８	６６４	１５９	６１１	２０	４０

(3)　平成２３年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専			６２	２６３		

	攻						
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８４		
	放射線医療科学専攻			８	３５		
	生命薬科学専攻	５３	１０６	１８	５４		
	小計	７７	１４２	１０８	４３６		
合計		３３８	６６４	１５９	５８９	２０	４０

附　則（平成２１年７月２４日学則第４号）

この学則は，平成２１年７月２４日から施行する。

附　則（平成２２年２月２６日学則第２号）

１　この学則は，平成２２年４月１日から施行する。

２　医歯薬学総合研究科の収容定員は，改正後の別表第１医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２２年度及び平成２３年度については，次のとおりとする。

(1)　平成２２年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	１２	２４				
	医療科学専攻			６２	２７８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８８		

	放射線医療科学専攻			8	38		
	生命薬科学専攻	36	36	18	54		
	小計	60	72	108	458		
合計		321	594	159	611	20	40

(2)　平成２３年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	36	72	18	54		
	小計	60	108	108	436		
合計		321	630	159	589	20	40

３　医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士前期課程は，改正後の第３条第１項及び別表第１の規定にかかわらず，平成２２年３月３１日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，その収容定員は，次のとおりとする。

専攻	課程	平成２２年度
生命薬科学専攻	博士前期課程	53

附　則（平成２２年７月１５日学則第３号）

この学則は，平成２２年７月１５日から施行する。

附　則（平成２３年２月２４日学則第１号）

この学則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月２４日学則第２号）

１　この学則は，平成２３年４月１日から施行する。

２　工学研究科及び水産･環境科学総合研究科の収容定員は,改正後の別表第１工学研究科,水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２３年度から平成２６年度については，次のとおりとする。

(1)　平成２３年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２００	２００				
	生産システム工学専攻			１０	１０		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	５		
	小計	２００	２００	１５	１５		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	３５	３５				
	環境共生政策学専攻	８	８				
	環境保全設計学専攻	１７	１７				
	環境海洋資源学専攻			１２	１２		
	海洋フィールド生命科学専攻			５	５		

	小計	６０	６０	１７	１７		
合計		３６３	６７２	１４３	５７３	２０	４０

(2)　平成２４年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２００	４００				
	生産システム工学専攻			１０	２０		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	１０		
	小計	２００	４００	１５	３０		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	３５	７０				
	環境共生政策学専攻	８	１６				
	環境保全設計学専攻	１７	３４				
	環境海洋資源学専攻			１２	２４		
	海洋フィールド生命科学専攻			５	１０		
	小計	６０	１２０	１７	３４		
合計		３６３	７１４	１４３	５３５	２０	４０

(3)　平成２５年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２００	４００				
	生産システム工学専攻			１０	３０		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	１５		
	小計	２００	４００	１５	４５		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	３５	７０				
	環境共生政策学専攻	８	１６				
	環境保全設計学専攻	１７	３４				
	環境海洋資源学専攻			１２	３６		
	海洋フィールド生命科学専攻			５	１５		
	小計	６０	１２０	１７	５１		
合計		３６３	７１４	１４３	５１９	２０	４０

(4)　平成２６年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２００	４００				
	生産システム工学専攻			１０	３０		

	グリーンシステム創成科学専攻			5	２０		
	小計	２００	４００	１５	５０		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	３５	７０				
	環境共生政策学専攻	８	１６				
	環境保全設計学専攻	１７	３４				
	環境海洋資源学専攻			１２	３６		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	２０		
	小計	６０	１２０	１７	５６		
合計		３６３	７１４	１４３	５２９	２０	４０

３　生産科学研究科は，改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず，平成２３年３月３１日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，なお従前の例による。

４　前項の場合において，別表第１の規定にかかわらず，生産科学研究科の収容定員については，次のとおりとする。

専攻	課程	平成２３年度	平成２４年度
機械システム工学専攻	博士前期課程	３０	
電気情報工学専攻	博士前期課程	５２	
環境システム工学専攻	博士前期課程	３６	
物質工学専攻	博士前期課程	３８	
水産学専攻	博士前期課程	３７	
環境共生政策学専攻	博士前期課程	８	

環境保全設計学専攻	博士前期課程	１７	
システム科学専攻	博士後期課程	２２	１１
海洋生産科学専攻	博士後期課程	３０	１５
物質科学専攻	博士後期課程	２８	１４
環境科学専攻	博士後期課程	１６	8

附　則（平成２４年２月２４日学則第２号）

１　この学則は，平成２４年４月１日から施行する。

２　医歯薬学総合研究科の収容定員は，改正後の別表第１医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２４年度及び平成２５年度については，次のとおりとする。

(1)　平成２４年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	２０	３２				
	医療科学専攻			６２	２４８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科学専攻			8	３２		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	４６		
	小計	６８	１１６	１００	４０６		
合計		３７１	７２２	１３５	５２７	２０	４０

(2)　平成２５年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	１２	１２				
	保健学専攻	２０	４０				
	医療科学専攻			６２	２４８		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科学専攻			８	３２		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	３８		
	小計	６８	１２４	１００	３９８		
合計		３７１	７３０	１３５	５０３	２０	４０

３　研究科の収容定員は，改正後の別表第１合計の項の規定にかかわらず，平成２６年度については，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
合計		３７１	７３０	１３５	５０５	２０	４０

４　医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は，改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず，平成２４年３月３１日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，なお従前の例による。ただし，改正前の別表第１の規定は，適用しない。

附　則（平成２４年９月２１日学則第３号）

この学則は，平成２４年９月２１日から施行する。

附　則（平成２５年２月２２日学則第１号）

この学則は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月２１日学則第２号）

１　この学則は，平成２６年４月１日から施行する。

２　教育学研究科教科実践専攻は，改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず，平成２６年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，その収容定員は，次のとおりとする。

専攻	課程	平成２６年度
教科実践専攻	修士課程	１８

３　教育学研究科の収容定員は，改正後の別表第１教育学研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２６年度については，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践専攻					３８	５８
	小計					３８	５８
合計		３５３	７１２	１３５	５０５	３８	５８

附　則（平成２７年３月２７日学則第３号）

１　この学則は，平成２７年４月１日から施行する。

２　医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻は，改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず，当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。

３　工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は，改正後の別表第１工学研究科，水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず，平成２７年度及び平成２８年度については，次のとおりとする。

(1)　平成２７年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２２０	４２０				
	生産システム工学専攻			１５	３５		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	２５		
	小計	２２０	４２０	２０	６０		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	３５	７０				
	環境科学専攻	２５	２５				
	環境海洋資源学専攻			１２	３６		
	海洋フィールド生命科学専攻			５	２５		
	小計	６０	９５	１７	６１		

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	２７	２７				
	小計	２７	２７				
合計		３７８	７０９	１４０	５２０	３８	７６

(2)　平成２８年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員			入学定員
工学研究科	総合工学専攻	２２０	４４０				
	生産システム工学専攻			１５	４０		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	２５		
	小計	２２０	４４０	２０	６５		
合計		３７８	７４４	１４０	５２５	３８	７６

４　水産･環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻並びに国際健康開発研究科国際健康開発専攻は，改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず，平成２７年３月３１日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間，存続するものとし，その収容定員は，次のとおりとする。

専攻	課程	平成２７年度

環境共生政策学専攻	博士前期課程	８
環境保全設計学専攻	博士前期課程	１７
国際健康開発専攻	修士課程	１０

附　則（平成２７年３月２７日学則第４号）

この学則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２８日学則第２号）

１　この学則は，平成２８年４月１日から施行する。

２　工学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は，改正後の別表第１の工学研究科及び医歯薬学総合研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず，平成２８年度から平成３０年度については，次のとおりとする。

(1)　平成２８年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	２２０	４４０				
	生産システム工学専攻			１５	４０		
	グリーンシステム創成科学専攻			５	２５		
	小計	２２０	４４０	２０	６５		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	２０	４０				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	１０	１０				
	医療科学専攻			６０	２４６		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科			５	２９		

	学専攻						
	先進予防医学共同専攻			１０	１０		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	３０		
	小計	６６	１２２	１０５	３９５		
合計		３８８	７５４	１４５	５３５	３８	７６

(2)　平成２９年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	２０	４０				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	１０	２０				
	医療科学専攻			６０	２４４		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科学専攻			５	２６		
	先進予防医学共同専攻			１０	２０		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	３０		
	小計	６６	１３２	１０５	４００		
合計		３８８	７６４	１４５	５４０	３８	７６

(3)　平成３０年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	２０	４０				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	１０	２０				
	医療科学専攻			６０	２４２		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科学専攻			５	２３		
	先進予防医学共同専攻			１０	３０		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	３０		
	小計	６６	１３２	１０５	４０５		
合計		３８８	７６４	１４５	５４５	３８	７６

附　則（平成３０年　月　日学則第　号）

１　この学則は，平成３０年４月１日から施行する。

２　多文化社会学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は，改正後の別表第１の多文化社会学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず，平成３０年度については，次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	１０	１０				
	小計	１０	１０				

熱帯医学･グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	３７	６２	５	５		
	長崎大学－ロンドン大学衛生･熱帯医学大学院グローバルヘルス国際連携専攻			５	５		
	小計	３７	６２	１０	１０		
合計		４０８	７９４	１５５	５５５	３８	７６

別表第１

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	１０	２０				
	小計	１０	２０				
教育学研究科	教職実践専攻					３８	７６
	小計					３８	７６
経済学研究科	経済経営政策専攻	１５	３０				
	経営意思決定専攻			３	９		
	小計	１５	３０	３	９		
工学研究科	総合工学専攻	２２０	４４０				
	生産システム工学専攻			１５	４５		
	グリーンシス			５	２５		

	テム創成科学専攻						
	小計	２２０	４４０	２０	７０		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	３５	７０				
	環境科学専攻	２５	５０				
	環境海洋資源学専攻			１２	３６		
	海洋フィールド生命科学専攻			５	２５		
	小計	６０	１２０	１７	６１		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	２０	４０				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	１０	２０				
	医療科学専攻			６０	２４０		
	新興感染症病態制御学系専攻			２０	８０		
	放射線医療科学専攻			５	２０		
	先進予防医学共同専攻			１０	４０		
	生命薬科学専攻	３６	７２	１０	３０		
	小計	６６	１３２	１０５	４１０		
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	３７	６２	５			
	長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大			５			

	学院国際連携グローバルヘルス専攻						
	小計	３７	６２	１０			
合計		４０８	８０４	１５５	５８０	３８	７６

別表第２

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語）
		高等学校教諭専修免許状	（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修免許状	（工業）
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修免許状	（水産）

○長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は，長崎大学大学院学則（平成１６年学則第２号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成１６年規則第１１号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか，長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科（以下「研究科」という。）の教育方法，課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　研究科は，精深な専門的知識及び技能を授けることにより，熱帯医学・グローバルヘルス分野，特に地球規模の健康に対処する分野で活躍できる高度な知識及び実践的技能を有する人材を養成し，もって国際社会の健全な発展に資することを目的とする。

（専攻，課程及びコース並びに専攻の目的）

第３条　研究科に置く専攻，課程及びコースは，次のとおりとする。

専攻	課程	コース
グローバルヘルス専攻	博士前期課程	熱帯医学コース 熱帯医学サテライトコース 国際健康開発コース 国際健康開発サテライトコース ヘルスイノベーションコース ヘルスイノベーションサテライトコース
	博士後期課程	
長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	博士後期課程	

２　各専攻の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1)　グローバルヘルス専攻は，グローバルヘルス分野において，教育と研究と実践をより一体化させ，世界の人々の健康と幸福に貢献し，グローバルヘルスに新たな変革をもたらすことのできる人材を養成する。

(2)　長崎大学－ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（以

下「国際連携グローバルヘルス専攻」という。）は，グローバルヘルス分野において，教育と研究と実践をより一体化させ，世界の人々の健康と幸福に貢献し，グローバルヘルスに新たな変革をもたらし、長崎大学とロンドン大学衛生・熱帯医学大学院、引いては我が国と英国におけるグローバルヘルス分野における教育研究の連携を推進できる人材を養成する。

（入学の時期）

第４条　学生の入学の時期は，学期の始めとする。

（教育方法）

第５条　研究科の教育は，授業科目の授業及び学位論文又は課題研究報告書の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

２　熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会（以下「教授会」という。）は，授業科目の履修指導及び研究指導を行うため，学生ごとに主任指導教員及び副指導教員を定める。

（授業科目，単位数，履修年次等）

第６条　グローバルヘルス専攻博士前期課程における授業科目，単位数及び履修年次は，別表第１のとおりとする。

２　グローバルヘルス専攻博士後期課程における授業科目，単位数及び履修年次は，別表第２のとおりとする。

（履修方法等）

第７条　グローバルヘルス専攻博士前期課程の学生は，別表第１に規定する授業科目のうちから，別表第３に定めるところにより，３０単位以上を履修しなければならない。

２　グローバルヘルス専攻博士後期課程の学生は，別表第２に規定する授業科目のうちから，別表第４に定めるところにより，１６単位以上を履修しなければならない。

３　学生は，履修する授業科目の選定に当たっては，指導教員の指導を受けなければならない。

４　学生は，学位論文又は課題研究報告書の作成に当たっては，必要な研究指導を受けなければならない。

（履修科目の登録）

第８条　学生は，履修しようとする授業科目を，指定の期日までに登録しなければならない。

（考査及び単位の授与）

第９条　授業科目を履修した学生に対しては，試験，研究報告等による考査を行う。

２　考査の成績は，AA（９０点以上），A（８０点以上９０点未満），B（７０点以上８０点

未満），C（６０点以上７０点未満）及びD（６０点未満）の評語をもって表し，AA，A，B及びCを合格とし，Dを不合格とする。

３　考査に合格した授業科目については，所定の単位を与える。

（追試験及び再試験）

第１０条　忌引，病気，交通機関の事故等やむを得ない理由のため，試験を受けることができなかった学生が証明書を添え追試験願を提出した場合は，追試験を実施することがある。

２　不合格となった授業科目については，再試験を実施することがある。

（進級要件）

第１１条　グローバルヘルス専攻博士前期課程国際健康開発コースの学生は，第１年次において短期フィールド研修の単位を修得しなければ，第２年次へ進級することができない。

（他の研究科及び大学院における履修等）

第１２条　学則第１５条及び第１５条の２の規定により学生が履修した授業科目及び修得した単位は，グローバルヘルス専攻博士前期課程及びグローバルヘルス専攻博士後期課程にあっては両課程を合わせて１０単位を限度として，第７条第１項又は第２項に規定する修得すべき授業科目及び単位として認定することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第１３条　学則第１５条の３の規定により，学生が入学前に履修した授業科目及び修得した単位は，１０単位を限度として，第７条第１項又は第２項に規定する履修すべき授業科目及び単位として認定することができる。

（他の大学院等における研究指導）

第１４条　学則第１７条の規定により，学生が他の大学院又は研究所等（外国の大学院等を含む。）において，必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし，グローバルヘルス専攻博士前期課程の学生については，当該研究指導を受ける期間は，１年を超えないものとする。

（転入学，再入学等）

第１５条　学則第３１条第１項及び第３６条の規定により，転入学，転科，転専攻又は再入学を願い出た者の選考は，教授会において審議し，学長が行う。

２　前項の選考方法については，別に定める。

（進学）

第１６条　学則第３７条の規定により，グローバルヘルス専攻博士後期課程に進学を志願する者の選考は，教授会において審議し，学長が行う。

２　前項の選考方法及び国際連携グローバルヘルス専攻博士後期課程に進学を志願する者の選考（選考方法を含む。）については，別に定める。

（社会人及び外国人留学生のための特別入試）

第１７条　社会人で入学を志願する者又は外国人留学生として入学を志願する者があるときは，グローバルヘルス専攻博士前期課程にあっては学則第２４条に規定する入学資格を，グローバルヘルス専攻博士後期課程及び国際連携グローバルヘルス専攻博士後期課程にあっては学則第２５条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り，特別の入学考査（以下「特別入試」という。）を行い，選考することができる。

２　前項の特別入試について必要な事項は，別に定める。

（教育方法の特例）

第１８条　社会人のための特別入試により入学した学生その他教育上特別の必要があると認められる学生については，夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

（長期履修）

第１９条　学則第１６条の規定により，学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること（以下「長期履修」という。）を希望する場合は，これを認めることがある。

２　長期履修に関し必要な事項は，別に定める。

（学位論文又は課題研究報告書の提出）

第２０条　学生は，学位論文又は課題研究報告書の審査を受けようとするときは，指導教員の承認を得て，学位規則による所定の書類を，教授会が指定した期日までに研究科長へ提出しなければならない。

（最終試験）

第２１条　グローバルヘルス専攻博士前期課程の最終試験は，第７条第１項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し，かつ，学位論文又は課題研究報告書を提出した者について行う。

２　グローバルヘルス専攻博士後期課程の最終試験は，第７条第２項に規定する単位を修得し，かつ，学位論文を提出した者について行う。

（課程修了の要件）

第２２条　グローバルヘルス専攻博士前期課程の修了の要件は，当該課程に２年以上（熱帯医学コースにあっては１年以上）在学し，第７条第１項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文又は課題研究報告書の審査及

び最終試験に合格することとする。

２　グローバルヘルス専攻博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年以上在学し，第７条第２項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

３　国際連携グローバルヘルス専攻博士後期課程の修了の要件は，当該課程に３年以上在学し，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，１年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第２３条　グローバルヘルス専攻博士前期課程及びグローバルヘルス専攻博士後期課程並びに国際連携グローバルヘルス専攻博士後期課程を修了した者には，学位規則の定めるところにより，それぞれ修士又は博士の学位を授与する。

（科目等履修生）

第２４条　研究科の学生以外の者で，研究科が開設する授業科目のうち１又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは，教授会において審議し，学長が選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

（研究生）

第２５条　研究科において特殊の事項について研究を希望する者があるときは，教授会において審議し，学長が選考の上，研究生として入学を許可することがある。

（特別聴講学生及び特別研究学生）

第２６条　学則第４４条及び第４５条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は，学期の始めとする。ただし，特別研究学生については，特別の事情があるときは，この限りでない。

（外国人留学生）

第２７条　学則第４６条及び長崎大学外国人留学生規則（平成１６年規則第２０号）に定めるもののほか，外国人留学生に関し必要な事項は，別に定めることができる。

（補則）

第２８条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附　則

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

別表第１

(1)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（熱帯医学コース，熱帯医学サテライトコース）の授業科目，単位数及び履修年次

区分		授業科目	単位数			履修年次
			必修	選択	自由	
基礎科目		基礎人間生物学			1	1
		熱帯医学基礎Ⅰ			2	1
		熱帯医学基礎Ⅱ	2			1
		グローバルヘルスⅠ	2			1
		グローバルヘルスⅡ	1			1
		地球環境・衛生学	2			1
専門基礎科目		疫学Ⅰ	2			1
		統計学Ⅰ	2			1
		研究倫理	1			1
応用科目	基礎熱帯医学モジュール	病原微生物学Ⅰ	1			1
		病原微生物学Ⅱ	2			1
		病原微生物学Ⅲ	2			1
		免疫学	1			1
		バイオテクノロジー	1			1

		病理学	1			1
	臨床熱帯医学モジュール	臨床熱帯医学（臓器別）	2			1
		臨床熱帯医学（地域別）	1			1
	疫学・統計学モジュール	疫学Ⅱ	1			1
		統計学Ⅱ	1			1
	地球環境・衛生学モジュール	衛生動物学	2			1
	国際地域保健学モジュール	リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅠ		1		1
		小児保健Ⅰ		1		1
		地域保健Ⅰ		1		1
		小児保健Ⅱ		1		1
		リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅡ		1		1
		栄養		1		1
		地域保健Ⅱ		1		1
		緊急援助Ⅰ		1		1
		緊急援助Ⅱ		1		1
	社会行動科学モジュール	ヘルス・プロモーションⅠ		1		1
		医療人類学Ⅰ（概論）		1		1
		社会調査（量的）		1		1
		社会調査（質的）		1		1

		ヘルス・プロモーションⅡ		1		1
		医療人類学Ⅱ（応用）		1		1
		人口学		1		1
		国際保健研究への社会科学的アプローチ		1		1
	保健政策・マネージメントモジュール	医療経済		1		1
		保健制度・政策Ⅰ		1		1
		プロジェクト・プログラム管理Ⅰ		1		1
		援助論Ⅰ		1		1
		保健財政		1		1
		開発と経済		1		1
		保健制度・政策Ⅱ		1		1
		援助論Ⅱ		1		1
		プロジェクト・プログラム管理Ⅱ		1		1
		社会起業論		1		1
演習科目及び研究指導		グローバルヘルスセミナー	2			1
		グローバルヘルス演習Ⅰ	1			1
計			30	27	3	

(2)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（国際健康開発コース，国際健康開発サテライトコース）の授業科目，単位数及び履修年次

区分	授業科目	単位数		履修	備考
		必	選		

			修	択	年次	
基礎科目		基礎人間生物学		1	1	注1
		熱帯医学基礎Ⅰ	2		1	
		熱帯医学基礎Ⅱ		2	1	
		グローバルヘルスⅠ	2		1	
		グローバルヘルスⅡ	1		1	
		地球環境・衛生学	2		1	
専門基礎科目		疫学Ⅰ	2		1	
		統計学Ⅰ	2		1	
		研究倫理	1		1	
実習科目		短期フィールド研修	1		1	注2
		長期海外研修	2		2	
応用科目	基礎熱帯医学モジュール	病原微生物学Ⅰ		1	1	
		病原微生物学Ⅱ		2	1	
		病原微生物学Ⅲ		2	1	
		免疫学		1	1	
		バイオテクノロジー		1	1	
		病理学		1	1	
	臨床熱帯医学モジュール	臨床熱帯医学（臓器別）		2	1	
		臨床熱帯医学（地域別）		1	1	

	疫学・統計学モジュール	疫学Ⅱ		1	1	
		統計学Ⅱ		1	1	
	地球環境・衛生学モジュール	衛生動物学		2	1	
	国際地域保健学モジュール	リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅠ	1		1	
		小児保健Ⅰ	1		1	
		地域保健Ⅰ	1		1	
		小児保健Ⅱ		1	1	
		リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅡ		1	1	
		栄養		1	1	
		地域保健Ⅱ		1	1	
		緊急援助Ⅰ		1	1	
		緊急援助Ⅱ		1	1	
	社会行動科学モジュール	ヘルス・プロモーションⅠ	1		1	
		医療人類学Ⅰ（概論）	1		1	
		社会調査（量的）		1	1	
		社会調査（質的）		1	1	
		ヘルス・プロモーションⅡ		1	1	
		医療人類学Ⅱ（応用）		1	1	
		人口学		1	1	

		国際保健研究への社会科学的アプローチ		1	1	
	保健政策・マネージメントモジュール	医療経済	1		1	
		保健制度・政策Ⅰ	1		1	
		プロジェクト・プログラム管理Ⅰ	1		1	
		援助論Ⅰ		1	1	
		保健財政		1	1	
		開発と経済		1	1	
		保健制度・政策Ⅱ		1	1	
		援助論Ⅱ		1	1	
		プロジェクト・プログラム管理Ⅱ		1	1	
		社会起業論		1	1	
演習科目及び研究指導		グローバルヘルスセミナー	2		1	
		グローバルヘルス演習Ⅰ	1		1	
		グローバルヘルス演習Ⅱ	1		2	
計			28	36		

注１　医療資格取得者（医師，歯科医師，獣医師，薬剤師，看護師，保健師，助産師その他教授会が指定するものをいう。以下同じ）以外は，必修とする。

注２　国際健康開発サテライトコースは，選択とする。

(3)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（ヘルスイノベーションコース，ヘルスイノベーションサテライトコース）の授業科目，単位数及び履修年次授業科目，単位数及び履修年次

区分	授業科目	単位数	履	

			必修	選択	修年次	
基礎科目		基礎人間生物学		1	1	注
		熱帯医学基礎Ⅰ	2		1	
		熱帯医学基礎Ⅱ	2		1	
		グローバルヘルスⅠ	2		1	
		グローバルヘルスⅡ	1		1	
		地球環境・衛生学	2		1	
専門基礎科目		疫学Ⅰ	2		1	
		統計学Ⅰ	2		1	
		研究倫理	1		1	
実習科目		短期フィールド研修		1	1	
応用科目	基礎熱帯医学モジュール	病原微生物学Ⅰ		1	1	
		病原微生物学Ⅱ		2	1	
		病原微生物学Ⅲ		2	1	
		免疫学		1	1	
		バイオテクノロジー		1	1	
		病理学		1	1	
	臨床熱帯医学モジュール	臨床熱帯医学（臓器別）		2	1	
		臨床熱帯医学（地域別）		1	1	
	疫学・統計学モジ	疫学Ⅱ		1	1	

	ュール	統計学Ⅱ		1	1	
	地球環境・衛生学モジュール	衛生動物学		2	1	
	国際地域保健学モジュール	リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅠ		1	1	
		小児保健Ⅰ		1	1	
		地域保健Ⅰ		1	1	
		小児保健Ⅱ		1	1	
		リプロダクティブ・ヘルス／ジェンダーⅡ		1	1	
		栄養		1	1	
		地域保健Ⅱ		1	1	
		緊急援助Ⅰ		1	1	
		緊急援助Ⅱ		1	1	
	社会行動科学モジュール	ヘルス・プロモーションⅠ		1	1	
		医療人類学Ⅰ（概論）		1	1	
		社会調査（量的）		1	1	
		社会調査（質的）		1	1	
		ヘルス・プロモーションⅡ		1	1	
		医療人類学Ⅱ（応用）		1	1	
		人口学		1	1	
		国際保健研究への社会科学的アプローチ		1	1	

	保健政策・マネージメントモジュール	医療経済		1	1	
		保健制度・政策Ⅰ		1	1	
		プロジェクト・プログラム管理Ⅰ		1	1	
		援助論Ⅰ		1	1	
		保健財政		1	1	
		開発と経済		1	1	
		保健制度・政策Ⅱ		1	1	
		援助論Ⅱ		1	1	
		プロジェクト・プログラム管理Ⅱ		1	1	
		社会起業論		1	1	
演習科目及び研究指導		グローバルヘルスセミナー	2		1	
		グローバルヘルス演習Ⅰ	1		1	
		グローバルヘルス演習Ⅱ	1		2	
		ヘルスイノベーションゼミⅠ	2		1	
		ヘルスイノベーションゼミⅡ	4		2	
計			24	27		

注　医療資格取得者以外は，必修とする。

別表第２

グローバルヘルス専攻博士後期課程の授業科目，単位数及び履修年次

区分	授業科目	単位数		履修年次	備考
		必修	選択		
演習科目	グローバルヘルス研究演習	4		1	

特別研究	グローバルヘルス特別研究	１２		２～３	
計		１６			

別表第３

(1)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（熱帯医学コース，熱帯医学サテライトコース）の履修方法

区分	最低単位修得数		
	必修	選択	計
基礎科目	7		7
専門基礎科目	5		5
実習科目			
応用科目	１５		１５
演習科目及び研究指導	3		3
計	３０		３０

(2)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（国際健康開発コース，国際健康開発サテライトコース）の履修方法医療資格取得者

区分	最低単位修得数		
	必修	選択	計
基礎科目	7	２	２６
専門基礎科目	5		
実習科目（注）	3		
応用科目	9		
演習科目及び研究指導	4		4
計	２８	２	３０

注　国際健康開発サテライトコースは，選択とする。

医療資格取得者以外

区分	最低単位修得数		
	必修	選択	計
基礎科目	8	1	２６
専門基礎科目	5		
実習科目（注）	3		
応用科目	9		
演習科目及び研究指導	4		4
計	２９	1	３０

注　国際健康開発サテライトコースは，選択とする。

(3)　グローバルヘルス専攻博士前期課程（ヘルスイノベーションコース，ヘルスイノベーションサテライトコース）の履修方法

医療資格取得者

区分	最低単位修得数		
	必修	選択	計
基礎科目	9		9
専門基礎科目	5		5
実習科目			
応用科目		6	6
演習科目及び研究指導	１０		１０
計	２４	6	３０

医療資格取得者以外

区分	最低単位修得数

	必修	選択	計
基礎科目	１０		１０
専門基礎科目	5		5
実習科目			
応用科目		5	5
演習科目及び研究指導	１０		１０
計	２５	5	３０

別表第４

グローバルヘルス専攻博士後期課程の履修方法

区分	最低単位修得数		
	必修	選択	計
演習科目	4		4
特別研究	１２		１２
計	１６		１６